6　決定論的一号収支分析のうち一号分析期間が全期間の分析の前提は、次に規定するところにより設定しなければならない。

一　無リスク利回りに関するシナリオは、次に掲げるものであること。

イ　基準時点の国債の金利から見込まれる将来の金利で推移するシナリオ

ロ　基準時点の国債の金利が一定で推移するシナリオ

ハ　イのシナリオに八十パーセント又は百二十パーセントを乗じるシナリオ

ニ　ロのシナリオに八十パーセント又は百二十パーセントを乗じるシナリオ

二　基準時点の翌年度以降の新契約に係る契約高を見込まないこと。

三　共済契約の継続率、共済事故の発生率、事業経費、外貨建資産の資産運用収益、資産配分等資産運用の状況、割戻金の状況並びに価格変動準備金及び異常危険準備金の繰入れに関するシナリオは、第二項第二号の規定に準ずるものであること。

四　将来の株式及び不動産の価格、為替の換算率等の資産の時価の変動による損益の発生については、第二項第三号の規定に準ずること。

五　一号分析期間の期初において、既に実施している事業の運営方針の変更又は関係法令の改正がある場合は第二項第四号の規定に準ずること。

7　共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、第二項又は第六項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、第二項又は第六項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

（新設）

6　共済計理人は、共済契約の内容、資産の状況その他の共済事業の特性及び社会経済情勢の動向を勘案し、必要があると認められるときは、第二項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて、共済の数理に照らして合理的な別の前提を設定することができる。この場合において、共済計理人は、その旨を意見書に記載するとともに、第二項の規定により設定する決定論的一号収支分析の前提に代えて別の前提を設定することが適切であることの根拠を附属報告書に記載しなければならない。

（一号収支分析に関する確認の基準）

**第七条**　共済計理人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める条件が満たされることを確認しなければならない。

一　確率論的一号収支分析のうち一号分析期間が基準時点から少なくとも十年間であるもの（以下「確率論的一号収支分析（十年間）」という。）を行った場合　作成した全てのシナリオのうち百分の九十以上のものにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間の全ての事業年度末における責任準備金の積立てが可能であること。

二　決定論的一号収支分析（十年間）を行った場合　作成した全てのシナリオにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間の全ての事業年度末における責任準備金の積立てが可能であること。

三　一号収支分析のうち一号分析期間が全期間であるもの（以下「一号収支分析（全期間）」という。）を行った場合　全期間にわたり共済金等の支払能力を維持し得ること。

2　共済計理人は、前項第一号及び第二号に定める条件が満たされない場合は、共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を変更することにより、責任準備金の不足額（以下「責任準備金不足相当額」という。）の解消に必要な額を追加的な責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記載しなければならない。

3　前項の責任準備金不足相当額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一　確率論的一号収支分析（十年間）を行った場合　全てのシナリオについて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算した全ての値のうち上位百分の十を除いた残りの値において最大となる値

（一号収支分析に関する確認の基準）

**第七条**　共済計理人は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める条件が満たされることを確認しなければならない。

一　確率論的一号収支分析を行った場合　作成したすべてのシナリオのうち百分の九十以上のものにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間のすべての事業年度末における責任準備金の積立てが可能であること。

二　決定論的一号収支分析を行った場合　作成したすべてのシナリオにおいて、一号分析期間の期初以降の五年間のすべての事業年度末における責任準備金の積立てが可能であること。

（新設）

2　共済計理人は、前項各号に定める条件が満たされない場合は、共済事業規約のうち共済掛金及び責任準備金の額の算出方法に関する事項を変更することにより、責任準備金の不足額（以下「責任準備金不足相当額」という。）の解消に必要な額を追加的な責任準備金として積み立てる必要がある旨を意見書に記載しなければならない。

3　前項の責任準備金不足相当額は、次の各号に掲げる場合に応じ、当該各号に定める額とする。

一　確率論的一号収支分析を行った場合　すべてのシナリオについて、一号分析期間の期初以降の五年間の各事業年度末において資産が責任準備金を下回る額の現在価値の最大値を計算したすべての値のうち上位百分の十を除いた残りの値において最大となる値